

【落札者決定基準（案）に関する質問及び回答】

| No | ページ | 章 | 項 | 番号（） | 質問事項 | 回答 |
|----|-----|----|---|------|--|---|
| 1 | 1 | 第1 | | | 審査は、主として学識経験者等の外部委員により構成される審査委員会において行くとされていますが、事前に事務局が採点したものを、審査委員会が適正に行われていることを客観的に審査する事務局主導型ですすめられるのでしょうか。それとも事務局は一切審査を行わず、審査委員会のみで審査をおこなう審査委員会主導型なのでしょうか。 | 客観性を担保した上での審査を行います。 |
| 2 | 4 | 第3 | | | 表3-1に「設計にあたるもの（右記に示す要件を同一企業により満たすこと。）」とありますが、複数企業でJVを組成し設計業務にあたる場合には、一つの企業体（JV）として全てを満たしていれば、要件を満たすとの理解で宜しいでしょうか。 | 参加資格等要件に関しては、入札説明書（案）に関する回答書No.27～40を参照してください。 |
| 3 | 4 | 第3 | | | 表3-1に「建設にあたるもの（右記に示す要件を同一企業により満たすこと。）」とありますが、複数企業でJVを組成し建設業務にあたる場合には、一つの企業体（JV）として全てを満たしていれば、要件を満たすとの理解で宜しいでしょうか。 | No.2に関する回答と同様です。 |
| 4 | 4 | 第3 | | | 表3-1に「工事監理にあたるもの（右記に示す要件を同一企業により満たすこと。）」とありますが、複数企業でJVを組成し工事監理業務にあたる場合には、一つの企業体（JV）として全てを満たしていれば、要件を満たすとの理解で宜しいでしょうか。 | No.2に関する回答と同様です。 |
| 5 | 5 | 第4 | 1 | | 2 予定価格は、入札説明書P14にて公表される価格で宜しいのでしょうか | ご質問のとおりです。 |
| 6 | 5 | 第4 | 2 | | 2通り以上の提案とは、オプション提案等を含めているのでしょうか。 | オプション提案の定義が不明ですが、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないよう提案してください。 |
| 7 | 6 | 第4 | 3 | (2) | 3段階評価について、これは相対評価となるのでしょうか、それとも絶対評価となるのでしょうか。つまり、応募グループ全部がA評価ということもあるのでしょうか。 | 絶対評価となります。 |
| 8 | 6 | 第4 | 3 | (2) | 内容点の評価については、「3段階評価による得点化方法」とのことですが、「絶対評価」をお考えでしょうか。それとも「相対評価」となるのでしょうか。 | No.7に関する回答と同様です。 |
| 9 | 6 | 第4 | 3 | (2) | 3段階以外の評価は、行わないのでしょうか。審査はB（優れている）を基準に行うのでしょうか。C（優れているとは認められない）を基準におこなうのでしょうか。 | 3段階評価以外の評価は行いません。 |
| 10 | 6 | 第4 | 3 | (2) | 定量化審査における配点は、貴市のニーズが反映された「メリハリ」の有る点数配分を作成の上事前に公表願います。。応募者としても力点を明確に出来、提案をし易くなります。 | ご指摘の内容に関しては、入札公告時に公表する予定です。 |
| 11 | 6 | 第4 | 3 | (2) | 評価内容の配点公表は6/8まで待たなくてはならないのでしょうか？（案）の第二弾として、6/8までの早い段階で公表して頂けないでしょうか。 | No.10に関する回答と同様です。 |
| 12 | 6 | 第4 | 3 | (2) | 表4.2のうち、設計・建設に関する事項において、動線計画や配置計画、合理性など、建築計画そのものについての評価項目を追加願います。 | ご意見として承ります。 |
| 13 | 6 | 第4 | 3 | (2) | 表4.2のうち、施工計画について、評価項目を追加願います。 | ご意見として承ります。 |
| 14 | 7 | 第4 | 3 | (2) | 表4.2のうち、事業計画に関する事項、事業全体のマネジメントに、「市場内の業界調整に関する取り組みについての具体方策」とありますが、“業界”とは何の業界を指すのでしょうか？ | 「業界」とは、市場内の施設利用者を指します。 |
| 15 | 7 | 第4 | 3 | (2) | 表4.2中の「事業計画に関する事項」「事業全体のマネジメント」欄に「市場内の業界調整に関する取り組み」とありますが、事業者が行う業界調整とはどのような内容を想定されているのでしょうか。 | 市が行う市場内の施設利用者との調整に関する対応・支援です。 |

| | | | | | |
|----|---|----|--|--|---|
| 16 | 7 | 第5 | | 必要に応じて、最終確認のためにヒアリングを実施するとありますが、このヒアリングは審査委員会で点数評価を一旦つけた後に行うことを想定しているのでしょうか。 | 提案内容に関して審査委員会としての理解の確認を目的としています。 |
| 17 | 7 | 第5 | | 審査委員会は必要に応じてヒアリングを実施するとありますが、どのような形式で行うのか、またそのスケジュールを明示願えませんでしょうか。 | 審査委員会が必要と判断した時点で、ヒアリングを実施します。実施に当たっては事前に代表企業に通知します。 |